

[資料]

作成：SOSHIREN 女（わたし）のからだから／からだと性の法律をつくる女の会

1. 法案作成の背景・経緯

- ① 法案は、自民党「女性の健康の包括的支援に関するプロジェクトチーム」（座長：高階恵美子・参議院議員、メンバーに野田聖子・衆議院議員／自民党総務会長、高市早苗・衆議院議員／自民党政務調査会長等）が、2014年1～3月にかけて、女性医師、学者、その他関係者からヒアリングを行い、「女性の健康の包括的支援の実現に向けて〈3つの提言〉」（自民党のHPに掲載）をまとめ、それをベースに作られた。
- ② 約100人が呼びかけ人となって、2014年5月30日に参議院議員会館で院内学習会「女性の包括的支援に関する法律の今国会での実現を！」が開催され、200余名が参加した。
- ③ 6月17日、参議院に議員立法で法案が提出された。発議者（法案提出者）は、高階恵美子・参議院議員（自民）、長沢広明・参議院議員（公明）、薬師寺みちよ・参議院議員（みんな）、荒井広幸・参議院議員（新党改革）の4人。通常国会閉会により、現在、法案は参議院厚生労働委員会で継続審査になっている。
- ④ 臨時国会（2014年9月下旬）において、審査の状況が整えば、十分な審議が行われないうまま、この法案が成立する可能性が非常に高いと推測される。

2. 懸念されること

以下にみるような日本の政治状況のなかで、リプロダクティブ・ライツにまったく触れない女性の健康に関する法律が、どのような方向で運用されていくのか、懸念される。

- ① 昨2013年、内閣府の「少子化危機突破タスクフォース」で「生命と女性の手帳（仮称）」の導入が検討された。
- ② 「自分が早く結婚すればいい」「産めないのか」（2014年6月18日、東京都議会）、「早く結婚して子どもを産まないでダメだぞ」（2014年4月17日、衆議院 総務委員会）—このような女性の人権を無視した発言が平然と行われる国や地方自治体の議会に、女性の健康についてどのような施策が期待できるだろうか。国連国際人口開発会議、国連世界女性会議などを受けて、この間、遅々とはあるがリプロダクティブ・ヘルス／ライツの視点が政策に反映されてきた面もあった。しかしながら、リプロダクティブ・ライツを除外した新法ができることにより、この方向が変わるのではないか。
- ③ 2014年6月24日に発表された「経済財政運営と改革の基本方針」（いわゆる骨太の方針）が、2020年をめどに「人口減・高齢化」の流れを変えると宣言。少子化と人口減少の克服を目指す推進本部を設け、50年後も人口1億人を維持するという戦後初めての人口数値目標を掲げた。
- ④ 先の通常国会で、政府提出の「健康・医療戦略推進法案」が可決成立した。これは創薬・ワクチンの開発、先進医療などに熱心な経済財政諮問会議と産業競争力会議肝いりの法律で、経済成長に資する医療・健康分野の研究開発を、基礎研究から実用化まで一貫して推進し産業化していくことを目指している。「女性の健康」もその対象とされるのではないか。
- ⑤ 先の通常国会で、自民・公明の衆議院議員により、「女性が活躍できる社会環境の整備の総合的かつ集中的な推進に関する法律案」が提出され、現在、衆議院内閣委員会で継続審査になっている。同法案の基本理念には「男女が、家族や地域社会の絆を大切にし……職業生活その他の社会生活と家庭生活との両立が図られる社会を実現すること」とあり、ほかに「少子化社会対策基本法及び子ども・子育て支援法の基本理念に配慮すること」がうたわれているが、男女共同参画社会基本法や男女雇用機会均等法への言及がない。

(以上)